大学法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。同表において同じ。）が設置する専修学校（専門課程に限る。附則第十一条第一項を除き、以下同じ。）」に改め、「の専門課程」を削り、「三〇、〇〇〇円又は四五、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円又は四五、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円又は五一、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円又は五一、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円又は五三、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円又は五三、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円又は六〇、〇〇〇円」に改め、同表備考第四号中「次条第一項第三号において」を「以下」に改め、同表備考第六号中「主として」を削り、「いう」の下に「（第八条の二第一項の表において同じ。）」を加え、同表備考第七号中「いう」の下に「（第八条の二第一項の表において同じ。）」を加え、同条第二項中「（前項の表備考第五号に規定する専門課程に限る。次条第一項第四号において同じ。）」を削り、「定める者」の下に「（第八条の二第三項において「特定通信教育受講者」という。）」を加え、「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「前項の表大学の項下欄又は専修学校の項下欄」を「第一項の表大学の項下欄若しくは専修学校の項下欄又は前項」に、「独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）」を「機構」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校に在学する者のうち、その者の生計を維持する者の所得が文部科学大臣の認可を受けて独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の定める額以上であるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（そのうち最も高い額を除く。）のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

第二条（見出しを含む。）中「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改める。

第三条の見出しを「（第一種学資金の額及び利率）」に改め、同条第一項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「貸与する第二種学資金」を「貸与する第二種学資貸与金」に、「月額第二種学資金」を「月額第二種学資貸与金」に、「一時金額第二種学資金」を「一時金額第二種学資貸与金」に、「の第二種学資金」を「の第二種学資貸与金」に改め、同条第二項中「月額第二種学資金」を「月額第二種学資貸与金」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第二項中「学資金の返還」を「学資貸与金の返還」に、「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改める。

第五条の見出し中「返還」を「学資貸与金の返還」に改め、同条第一項中「学資金」を「学資貸与金」に改め、同条第二項中「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に、「第一種学資貸与金」を「第一種学資金」に、「も学資金」を「も学資貸与金」に改め、同条第四項及び第五項中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第六条の見出しを「（学資貸与金の返還期限の猶予）」に改め、同条中「若しくは高等専門学校」を「、高等専門学校」に改め、「の第一条第一項の表備考第五号に規定する専門課程」を削る。

第七条の見出し中「による」の下に「学資貸与金の」を加え、同条中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第八条の見出し中「による」の下に「学資貸与金の」を加え、同条第一項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「その学資金」を「その学資貸与金」に改め、同条第二項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、同条第三項中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（学資支給金の額）

第八条の二　法第十七条の二第一項の学資支給金（以下この条において単に「学資支給金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

区分		月額
大学	地方公共団体、国立大学法人及び公立大学法人が設置する大学	
	自宅通学のとき	二〇、〇〇〇円
	自宅外通学のとき	三〇、〇〇〇円
	私立の大学	
	自宅通学のとき	三〇、〇〇〇円
	自宅外通学のとき	四〇、〇〇〇円
高等専門学校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人が設置する高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。以下この表及び次項において同じ。）	
	自宅通学のとき	二〇、〇〇〇円
	自宅外通学のとき	三〇、〇〇〇円
	私立の高等専門学校	
	自宅通学のとき	三〇、〇〇〇円
	自宅外通学のとき	四〇、〇〇〇円
専修学校	国、地方公共団体、独立行政法人国立大学法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校	
	自宅通学のとき	二〇、〇〇〇円
	自宅外通学のとき	三〇、〇〇〇円
	私立の専修学校	
	自宅通学のとき	三〇、〇〇〇円
	自宅外通学のとき	四〇、〇〇〇円

2　国立大学法人が設置する大学、独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校又は国若しくは国立大学法人が設置する専修学校に在学する者が授業料の減免を受けた場合におけるその者に対する学資支給金の月額については、前項の表各項の下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の範囲内で機構の定める額とする。

3　特定通信教育受講者に対する学資支給金の月額については、第一項の表大学の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、年当たりの合計額が五〇、〇〇〇円を超えない額の範囲内で学校等の種別及び通学形態の別を考慮して機構の定める額とする。

4　支給対象校に在学する者（その者が満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であるものに限る。）が当該支給対象校に入学した月に支給される学資支給金の月額については、第一項の表各項の下欄又は前二項の規定にかかわらず、同表各項の下欄に定める額又は前二項の規定により機構の定める額にそれぞれ二四〇、〇〇〇円を加えた額とする。

第十九条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改める。

附則第二条の見出し及び同条第一項中「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改める。

附則第六条第一項第三号中「（平成十一年法律第百三号）」を削る。

附則第十一条第二項中「「学資金」を「「学資貸与金」に改め、同条第三項中「「第一種学資金」を「「第一種学資貸与金」に改める。

附則第十四条第一項中「「学資金」を「「学資貸与金」に、「「第二種学資金」を「「第二種学資貸与金」に改め、同条第二項中「「学資金」を「「学資貸与金」に改める。